



～こんな案件ありました～

「水だけで一週間」

民事事件：ある自己破産事件の記録

<http://www.ne.jp/asahi/itane/law/>



弁護士 板根富規さん。ホームページは、「板根富規」と入力しても検索できます

弁護士の板根富規さんが扱った事件を紹介。

◇ 私は安佐南区社会福祉協議会が開設している「心配ごと相談所(無料)」で、相談員を2年以上担当しています。

ある日、借金の取り立てに困っているという60歳を過ぎた女性Aさんが相談に来られました。聞けば、息子がかなりの借金を抱えたまま家出。消費者金融会社は母親のAさんに激しい取り立てをしました。Aさんは債務を引き受けるをえなく、なり、払っていましたが、給与のほとんどを支払いにあてなければならず、ここ1週間は水だけで暮らしているとのこと。

すぐに社会福祉協議会の緊急融資制度で5万円を借り、病院へ入院させました。さらに、生活保護と、法律扶助を利用し

て自己破産手続きをとったのです。間もなく裁判所から自己破産決定をもらい、続いて免責決定を経て借金からも開放。

本来、息子の借金は息子のもので、親には責任はなく支払い義務もありません。いかなる取り立てをされようとも、拒否すればいいのです。現在は、支払い義務のない母親に取り立てをすれば、消費者金融会社は業務停止になります。あるいは、このような状況で債務を引き受けさせられた場合、債務不存を確認請求もできます。

借金の理由はいろいろ。もし債務の返済に困ったら、できるだけ早く弁護士などに相談を。

もっと詳しく聞きたい人は、☎0822(2)22345板根富規法律事務所(中区上八丁堀7-10HSビル2階)へ。